（交換分合計画の決定手続）

第八条の二　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の三までの規定を準用する。

（林業種苗法施行規則の一部改正）

第十四条　林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農林水産大臣がする証明の申請手数料） **第二十四条**　前条の規定により農林水産大臣に申請する場合における証明申請手数料は、証明申請一件につき四千円に次に掲げる額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納付するものとする。 一・二　（略）	（農林水産大臣がする証明の申請手数料） **第二十四条**　前条の規定により農林水産大臣に申請する場合における証明申請手数料は、証明申請一件につき四千円に次に掲げる額を合算した額に相当する収入印紙を申請書にはつて納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて納付するものとする。 一・二　（略）

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（手数料の納付方法） **第七十五条**　法第六十条第二項、第四項及び第五項の規定による手数料は、収入印紙を貼つて納付しなければならない。	（手数料の納付方法） **第七十五条**　法第六十条第二項、第四項及び第五項の規定による手数料は、収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十条第二項の登録若しくはその更新又は変更登録に係る申請又は同条第四項若しくは第五項の請求（以下この条において「申請等」という。）をするときは、当該申請等により得られた納付情報により、現金をもつて納付するものとする。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第十六条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（土地改良法施行規則の準用） **第十二条の二**　法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の三までの規定を準用する。	（土地改良法施行規則の準用） **第十二条の二**　法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。